

# 防火管理新規講習受講後の手続きについて

消防法第8条には、「多数の方が出入する防火対象物の管理権原者は資格を有する者のうちから防火管理者を定め、防火管理業務を行わせること。」また、「管理権原者は防火管理者を定めた場合は遅滞なく所轄消防署へ届出なければならない。」と定められています。

さらに、消防法施行令第3条の2には、「防火管理者は消防計画を作成し所轄消防署へ届出なければならない。」また、「消防計画に基づいて消火、通報及び避難の訓練を実施、消防用設備等の維持管理、火気の使用又は取扱いについて監督を行わなければならない。」と定められています。

甲種防火管理新規講習を受講された場合には、下記のような手続きが必要です。参考にしてください。

## 防火対象物に防火管理者が選任されていない場合

直ちに防火管理者を選任するとともに消防計画を作成して「**防火管理者選任届出書**」および「**消防計画作成届出書**」を管轄消防署へ届出してください。

## 防火対象物に既に防火管理者が選任されている場合

防火管理新規講習を受講された方を直ちに選任する必要はありませんが、既に選任されている防火管理者が異動・退職等で不在となった場合は、「**防火管理者選任（解任）届出書**」を管轄消防署へ届出してください。

防火管理者の選任が必要な施設については

**[防火管理者の選任に関するフローチャート]**をご参照ください。

### 【お問い合わせ先】

（お勤め先を管轄する消防署をご確認ください）

消防局予防課	(0857) 23 - 2460
鳥取消防署予防係	(0857) 29 - 6894
湖山消防署予防係	(0857) 28 - 4321
岩美消防署予防係	(0857) 73 - 1221
八頭消防署予防係	(0858) 85 - 1211
気高消防署予防係	(0857) 82 - 2211